

民間開発事業に伴う  
埋蔵文化財の取扱いに関する手引

2021年4月 最終改訂

松原市教育委員会事務局  
文化財課

# 目 次

1. はじめに	1
2. 届出から調査まで	1
(1) 埋蔵文化財の分布状況の確認	
(2) 発掘届出	
(3) 大阪府教育委員会の指示	
(4) 調査の実施	
3. 遺跡を発見した場合	2
4. 費用負担	2
5. 試掘・確認調査について	2

## < 資 料 >

1. 開発協議に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー	3
2. 建築確認に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー	4
3. 大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準（抜すい）	5
4. 大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いにかかる試掘調査・ 確認調査実施要領	8
5. 工作物の基礎構造物構築による埋蔵文化財の部分的損壊に関する取扱い の基本的な考え方	10
6. 文化財保護法（抜すい）	11
7. 文化財保護法施行令（抜すい）	15
8. 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（抜すい）	16
9. 大阪府文化財保護条例（抜すい）	17
10. 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（抜すい）	17
11. 松原市文化財保護条例（抜すい）	18
12. 松原市開発指導要綱（抜すい）	18

## < 添付書類 >

1. 様式2 埋蔵文化財発掘の届出・通知について
2. 埋蔵文化財試掘・確認調査依頼書
3. 埋蔵文化財包蔵地範囲確認送付状

## 1. はじめに

埋蔵文化財とは土地に埋蔵された文化財のことで、一般には“遺跡”と呼ばれています。

この埋蔵文化財はわたしたちの祖先が残した文化的遺産であるとともに、歴史の解明にとってかけがえのない貴重な資料であり、調査によってその実態を明らかにするとともに、長く後世に伝えてゆかなければなりません。

また埋蔵文化財はわたしたちの生活とかけ離れた存在ではなく、市内に広範に分布していて、わたしたちは遺跡の中で暮しているといっても過言ではありません。このような状況のなかで、日々おこなわれる工事等によって、気付かぬうちに破壊が進んでいるのです。

この埋蔵文化財を保護するため、文化財保護法によって工事の届出が義務付けられており、その他の保護の施策も講じられていますので、その手続き等について下記のことを参照のうえご協力ください。

## 2. 届出から調査まで（資料1、2の取扱いフロー参照）

### （1）埋蔵文化財の分布状況の確認

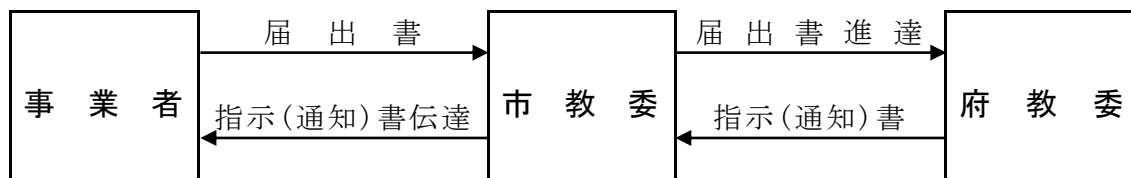
市内で開発行為、建築工事、切土、盛土など、土地の現状を変更することとなるようなあらゆる工事をおこなう場合は、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）であるかどうか確認する必要があります。また、遺跡分布図は、文化財課（市庁舎5階）で閲覧することができます。

なお、範囲確認の問い合わせは、ファックスでも受け付けていますので、ご利用の場合は別紙「ファックスによる埋蔵文化財包蔵地の範囲確認について」をご覧ください。

### （2）発掘届出

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をおこなおうとする時は、工事に着手しようとする60日前までに届出なければなりません。届出に対して、大阪府教育委員会の指示があります。

（文化財保護法93条第1項、同条第2項）



### (3) 大阪府教育委員会の指示

届出に関する指示には、「発掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」があります。詳しいことは、資料3. 「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」等を参照してください。

### (4) 調査の実施

大阪府又は本市の教育委員会等に、調査を依頼してください。

## 3. 遺跡を発見した場合

工事等の際に、遺構や遺物等、遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、届出なければなりません。

発見した場合は、大阪府又は本市の教育委員会に連絡してその指示に従ってください。 (文化財保護法第96条第1項、開発指導要綱第11条第3項)

## 4. 費用負担

調査費用は、個人住宅等営利を目的としない事業の場合には、公費負担でおこないます。その他の場合には、事業者に協力を求めています。

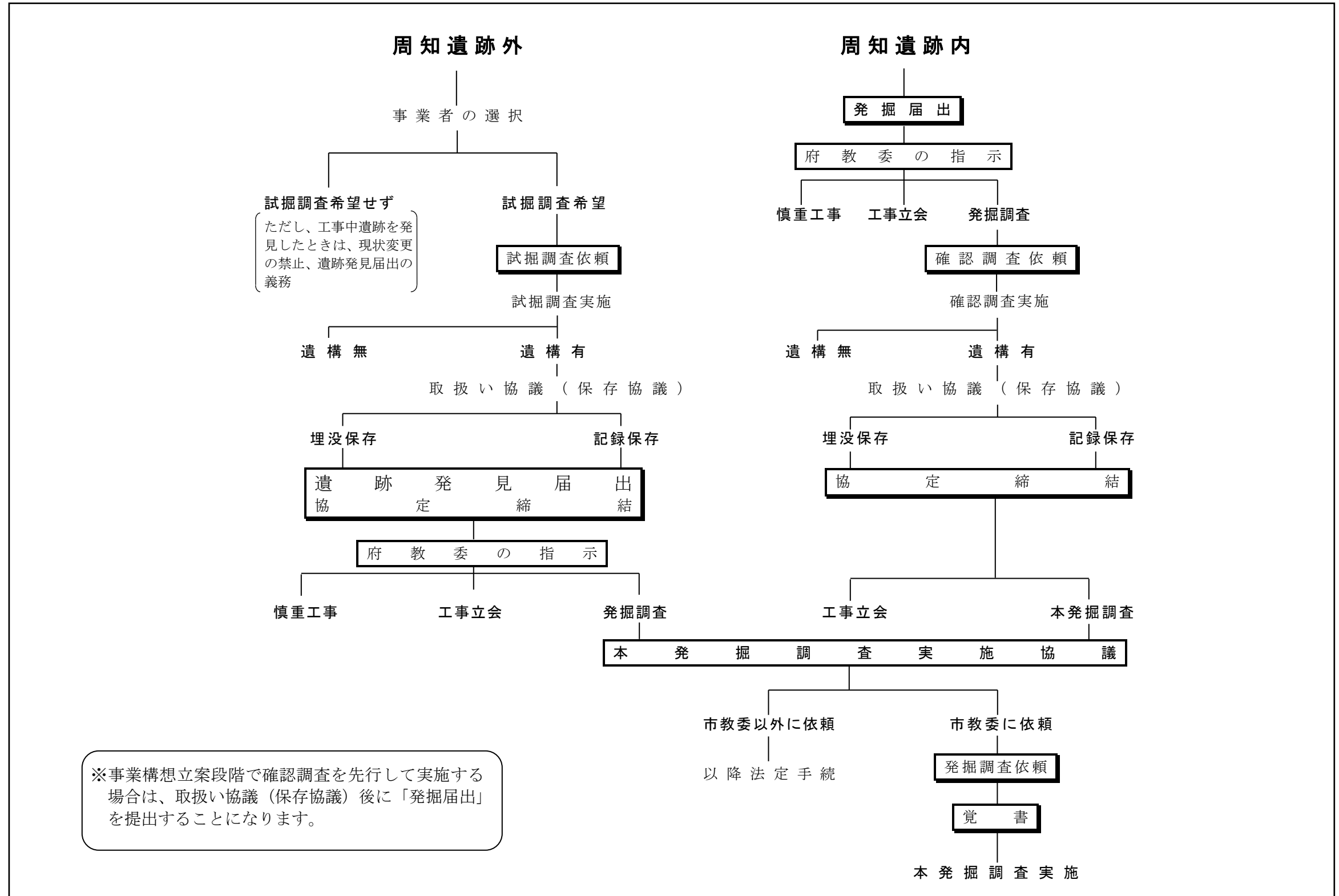
(文化財保護法第99条第3項、開発指導要綱第11条第4項)

## 5. 試掘・確認調査について

開発事業等の基本構想立案や用地選定に当たり、発掘届出前や、遺跡範囲外で工事中の不時発見による工事中断と事業費の増大等を防止するため、あらかじめ埋蔵文化財の有無や内容・性格等の確認を必要とする場合は、事業者の依頼により試掘・確認調査を実施します。希望される場合は「埋蔵文化財〔試掘・確認〕調査依頼書」を提出してください。

なお、開発事業等と埋蔵文化財保護の円滑な調整を図るため、早期（開発指導要綱事前協議書、または建築確認申請書提出前）に試掘・確認調査と取扱い協議（保存協議）を実施されることをおすすめします。

開発協議に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー（事前協議書提出後に協議を開始した場合）



# 建築確認に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー

建築確認の事前調査 遺跡分布図による分布状況の確認

(申請者 → 文化財課)

建築確認申請の本市各課合議

(申請者 → 文化財課)

意見

周知遺跡外

周知遺跡内  
※ (文化財協議必要)

建築確認申請 (経由・調査報告)  
(申請者 → 市まちづくり推進課)

建築確認申請  
(申請者 → 府建築指導室審査指導課又は指定確認検査機関)

建築確認通知  
(府建築指導室審査指導課又は指定確認検査機関 → 申請者)

工事着工

※ (文化財協議)

発掘届出

(注) 工事着手予定の60日前までに届出

府教委の指示

慎重工事

工事立会

発掘調査

確認調査依頼

確認調査実施

遺構無

遺構有

取扱い協議 (保存協議)

埋没保存

記録保存

協定締結

工事立会

本発掘調査

本発掘調査実施協議

市教委以外に依頼

市教委に依頼

以降法定手続

発掘調査依頼

覚書

本発掘調査実施

# 大阪府における開発事業等に伴う 埋蔵文化財の取扱い基準（抜すい）

平成12年3月24日 大阪府教育委員会教育長通知  
(改定) 平成15年4月10日 同通知

## 1. 略

## 2. 記録保存のための発掘調査等の措置をとる場合の取扱い基準

### (1) 発掘調査の要否について

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業に伴う土木工事等に関しては、法に基づく届出等に基づき、当該土木工事等が本「基準」別表2に該当する要件により、記録保存のための発掘調査等、必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 工事の種別及び工事内容による取扱い基準について

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業に伴う土木工事等については、直接当該土木工事等によって埋蔵文化財が破壊される場合を除いて、原則として工事の種別により本「基準」別表3に示すとおり取扱うものとする。

### (3) 記録保存のための発掘調査範囲の決定基準

上記(1)、(2)により記録保存のための発掘調査の措置を講ずるとされた場合、当該開発事業等の予定地について発掘調査を実施する範囲は、本「基準」別表4に示す状況等が想定又は確認されている場合を除いて、原則として上記(1)、(2)による発掘調査の措置を要する要件を満たす部分とする。

ただし、調査の進捗等により一体的な記録保存等の措置が必要と判断される場合はこの限りではない。

## 3. 略

## 4. その他

### (1) 基準の見直し

本「基準」は、社会状況の変化、学問水準の変化に応じ、大阪府教育委員会、各市町村教育委員会の協議の上、必要により見直すことができるものとする。

### (2) 適用

本「基準」は平成15年5月1日より適用する。

(別表 1)

法に基づいて取扱う埋蔵文化財の種類及び時代の範囲

基準の要素	区 分	取 扱 い
時代による取扱い	中世までに属する遺跡	原則として全てを埋蔵文化財包蔵地として取扱う。ただし、本表の種類による取扱いにより除外すべきものは除く。
	近世に属する遺跡	地域において必要なものについて埋蔵文化財として取扱う。ただし、中世に属する遺跡と一体をなす江戸時代前期までの遺跡は上記中世以前に属する遺跡に準じて取扱う。
	近代以降に属する遺跡	地域において特に重要なものについて埋蔵文化財として取扱う。
種類による取扱い	法第 2 条の 4 で規定される記念物の内、土地に埋蔵されている文化財	この表の時代による取扱いを踏まえ、埋蔵文化財包蔵地として取扱う。ただし、下記に示す状況が明確に確認される場合は、埋蔵文化財としての取扱いから除外することができるものとする。 ①二次的な堆積や遺物包含状況が希薄な遺物包含層のみで構成される場合 ②人為的痕跡に乏しい自然遺構のみで構成される場合

(別表 2)

法による届出等に基づいて行う発掘調査等の必要な措置に関する要件

必要な措置	要 件	備 考
発掘調査	①工事等により埋蔵文化財が損壊される場合	ただし、この表「工事立会」①②④に該当する場合は、この限りではない。
	②掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合	保護層を設定することにより、工事等による地下の埋蔵文化財への影響が回避される場合は、この限りではない。 この場合、保護層の厚さは概ね 30 cm を基本とする。
	③恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合	「基準」2-(2)に基づいて工事の種類により取扱いを定める。
工事立会	①工事等による損壊又は影響を及ぼすおそれのある範囲が狭小で通常の発掘調査の実施が困難な場合	この場合の狭小な範囲とは、工事等の掘削幅が概ね 1 m 以内の場合とする。 ただし、個々の掘削等が狭小な範囲であっても複数の掘削等により損壊される場合は、その施工範囲全体をこの表「発掘調査」①による取扱いを行うことを基本とする。
	②工事等による影響が軽微な場合	軽微な影響とは、工事による掘削が遺物包含層の一部にのみ及ぶなどの場合とする。
	③この表による発掘調査の要件に該当しない工事等で、保護層の確保等工法上、施工に際して埋蔵文化財保護について確認及び指導等が必要な場合	過去に埋没保存等の措置を行った箇所等を含む。
	④発掘調査の実施上、安全の確保が著しく困難な場合	緊急性等やむを得ない場合に限ることとする。
慎重工事	①工事等による掘削及び影響が埋蔵文化財に及ばない場合	既往の調査成果や試掘調査・確認調査により、新たに埋蔵文化財への損壊や影響が生じないことが明確な場合に限る。
	②工事等の範囲に埋蔵文化財が現存しないことが明らかな場合	
	③試掘調査・確認調査により記録保存の措置を必要とする状況が確認されなかった場合	



(別表3)

埋蔵文化財の損壊を伴わない場合の工事の種類及び工事内容による取扱い

工事の種類		取扱い	備考
道 路		発掘調査	将来にわたり地下埋設物等の地下利用の可能性のない下記の部分は除く。 ①一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等の部分 ②高架・橋梁の橋脚を除く部分 ③道路構造令に準拠しない農道・私道
鉄 道		発掘調査	道路に準じて取扱う。
河川（堤防・河川敷）		発掘調査	高水敷については、利用計画等により埋蔵文化財が損壊又は影響が及ぶ場合以外は除く。
ダム（堤体・貯水池）		発掘調査	貯水池については常時満水位までを対象とし、それより上位は除く。
恒久的な盛土・埋立	厚さ3m以上	発掘調査	ただし、厚さの最大値が3m以上となる傾斜地における盛土施工については、埋蔵文化財の内容・性格等の把握が可能な範囲で、発掘調査の実施について調整することができるものとする。
	厚さ3m未満	慎重工事	下記の場合は厚さ3m未満であっても発掘調査の対象として扱う。 ①土壌等が軟弱なため埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合 ②古墳、土塁、城館、濠等、地表に顕在する埋蔵文化財を含む場合
建 築 物		慎重工事	ただし、古墳、土塁、城館、濠等、地表に顕在する埋蔵文化財を含む場合で、工事によってその景観等が大きく改変される場合は、発掘調査等の措置を執ることができるものとする。
公園・グラウンド・平面駐車場等		慎重工事	ただし、古墳、土塁、城館、濠等、地表に顕在する埋蔵文化財を含む場合で、工事後にその利用等により埋蔵文化財の損壊等の影響を生ずるおそれがある場合は、発掘調査等の措置を執ることができるものとする。

(別表4)

記録保存のための発掘調査を要さない範囲

対象とする区域の状況	備考
二次的な堆積が明らかな遺物包含層のみで構成される区域	ただし、包含される遺物が出土文化財として、将来にわたり保存・活用を図る必要があると判断された場合はこの限りではない。
遺物包含状況が希薄な遺物包含層のみで構成される区域	ただし、本来遺物が多量に出土することが希な時代の場合や完形品や遺物の遺存が良好な場合、祭祀関連等希少性が重要な場合等はこの限りではない。
人為的痕跡に乏しい自然遺構のみで構成される区域	ただし、対象とする遺跡の立地や形成過程等を解明する上で不可欠な部分についてはこの限りではない。
単独の遺構が点在する種類の埋蔵文化財包蔵地における空閑地に当たる区域 明確な遺構を伴わない耕作等の生産遺跡の区域	ただし、古墳群・窯跡群等の埋蔵文化財で点在する範囲が広範なもの空閑地であっても、それらを相互に関連づける状況や関連する遺構の存在が確認された場合はこの限りではない。

## 大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の 取扱いにかかる試掘調査・確認調査実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」（平成12年3月24日付け教委文第572号大阪府教育委員会教育長通知。以下「基準」という。）に基づき、開発事業等に伴い埋蔵文化財包蔵地の把握のため周知の埋蔵文化財包蔵地外でその有無を確認するために行う試掘調査及び周知の埋蔵文化財包蔵地内で記録保存のための発掘調査等の措置の要否の判断並びに摘要範囲等を決定するために行う確認調査に関して、開発事業者等との調整、試掘調査・確認調査の実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 試掘調査に関する基本事項

周知の埋蔵文化財包蔵地外で開発事業等に伴う土木工事が計画された場合は、当該開発事業等が実施されることにより未知の埋蔵文化財が不時に発見され、国民の共有の財産である貴重な埋蔵文化財が不用意に損壊されることを未然に防ぐとともに、埋蔵文化財の不時発見に備えその保護と開発事業等との円滑な調整を図るため、事前に埋蔵文化財の有無を確認しておくことが望ましい。

従って各教育委員会は開発事業等に対して指導等の行政を担当する関係部局（以下「関係部局」という。）と連携を図る等により管内の周知の埋蔵文化財包蔵地外における開発事業等についても計画の早期の段階で十分に把握するとともに、事前に埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査（以下「試掘調査」という。）の実施について、下記の点に留意して開発事業者等に協議を求めることを基本とする。

- ①開発事業等の事前の把握・調整に際しては、関係部局との連携を図ることにより、開発事業等の規模や内容に応じて適切に協議を求め調整を図ること。
- ②試掘調査の実施に際しては、関係部局と十分に連携を図り、関係部局が当該開発事業等を適切な計画であると判断した後に着手することを基本とすること。
- ③協議を求める際の要件は、上記①による要件と共に、周辺での既往の調査結果や地表面の観察及び現況観察等地理学的所見からでは判断できない場合とすること。
- ④開発事業等が国又は地方公共団体及び関係機関による公共事業である場合は、その公共性と円滑な事業計画の必要性を考慮し、可能な限り事前の試掘調査の実施について調整を図ること。

### 3. 試掘調査の実施方法

試掘調査の実施に際しては、当該開発事業等の事業計画面積や立地条件により、概ね下記の事業計画面積に対する割合と方法で行うことを基本とする。

- ①事業計画面積が1,000 m<sup>2</sup>以下で集落遺跡等が想定される平地における開発事業等に関しては、試掘調査区の面積の合計が事業計画面積に対して概ね10%程度となる範囲内で複数の試掘調査区を設定して実施する。

②事業計画面積が1,000 m<sup>2</sup>を越え集落遺跡等が想定される平地における開発事業等に関しては、試掘調査区の面積の合計が事業計画面積に対して概ね5%程度となる範囲内で複数の試掘調査区を設定して実施する。

③事業計画地内に古墳・窯跡等、点在する埋蔵文化財が想定される傾斜地等の開発事業等に関しては、試掘調査区の面積の合計が事業計画面積に対して概ね10%程度となる範囲内で複数の試掘調査区を設定して実施する。

ただし試掘調査の方法に関しては、事業計画地の立地や形状を考慮し、上記の割合や方法を基本としつつ適宜調整できるものとする。

#### 4. 確認調査に関する基本事項

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発事業等が計画された場合、当該埋蔵文化財の取扱いについて当該開発事業者と円滑に調整を図るため、その性格や内容等の概要を把握することを目的とする確認調査（以下「確認調査」という。）の実施については、下記の点に留意して開発事業者等に協議を求めるところを基本とする。

①当該開発事業等による埋蔵文化財の損壊の有無等「基準」に基づく発掘調査の要否の判断や発掘調査を要する範囲の決定を行う際は、周辺での既往の調査結果や地表面の観察及び現況観察等地理学的所見等を十分検討した上で、なおかつ当該開発事業者と円滑に調整を図るため必要と判断される場合に確認調査の実施について、当該開発事業者等に協議を求め調整を図ること。

②「基準」2－(2)に基づいて摘要される別表3により、厚さの最大値が3m以上となる傾斜地における盛土施行等、当該埋蔵文化財の内容・性格等を把握するため合理的な範囲で実施する記録保存のための発掘調査は、この要領における確認調査に準じて実施するものとし、当該開発事業者等に協議を求め調整を図ること。

③確認調査の実施により当該開発事業等に伴う本発掘調査の必要がない又は地下に埋没保存が可能と判断された場合は、確認調査の実施によって当該開発事業地全体について埋蔵文化財の発掘調査が完了した等の誤解を生ずることのないよう、当該開発事業者及び土地所有者にその保全について周知を図るとともに、各教育委員会においては当該埋蔵文化財についてとった措置等について記録し混乱を生じないように留意すること。

#### 5. 確認調査の実施方法

確認調査の実施に際しては、確認調査区的面積の合計が事業計画面積に対して概ね10%程度となる範囲内で確認調査区を設定して実施することとし、当該埋蔵文化財の時代や種類を考慮し、適切かつ有効な方法で実施することを基本とする。

ただし、上記4－②によって実施する当該埋蔵文化財の内容・性格等を把握するため合理的な範囲で実施する記録保存のための発掘調査に関しては、事業計画面積に対しての割合については適用しないこととし、当該埋蔵文化財の時代や種類を考慮し、適切かつ有効な方法で実施することとする。

## 工作物の基礎構造物構築による埋蔵文化財の部分的損壊に関する取扱いの基本的な考え方

(1) 工作物の基礎構造物の構築に際して、部分的であっても埋蔵文化財の損壊を伴う場合は、「基準」2-(1)に基づいて、施工に伴って損壊される部分及び影響が及ぶおそれが生ずる部分について記録保存のための発掘調査を実施することを原則とする。

この場合の施工に伴って影響が及ぶおそれが生ずる部分とは、その構築と解体撤去によって生ずる損壊と影響が想定される範囲とし、損壊はされないものの施工によって周囲の埋蔵文化財と分断されることにより損壊される部分と一体的な記録保存の措置が必要と判断される範囲を含むものとする。

(2) 上記(1)の取扱いにおいて、基礎構造物によって損壊を受ける埋蔵文化財の面積の合計が、構築される工作物の設置面積の概ね5%未満であって非連続的に構築され、かつ個々の基礎構造物の幅或いは径が概ね1m未満である場合は、「基準」別表2「工事立会」①による通常の実地調査の実施が困難な狭小な範囲の場合として、発掘調査の要件から除外できるものとする。

この場合、工作上、土層観察や出土品の確認・採集等、「工事立会」による措置を有効に実施することが困難な場合は、別表2「工事立会」は「十分な工法協議に基づく慎重工事」に読み替えることができるものとする。

(3) 施工により埋蔵文化財を損壊する工作物の構築に伴い事前に記録保存のための発掘調査を実施することにより、発掘調査完了後、予定の工作物の構築について施工が極めて困難となる場合、もしくは発掘調査を実施することにより地盤改良等の付帯工事を要し事業者が発掘調査に要する費用以外に相当の負担を生ずる場合で、調査前の現況地盤から事前に施工することにより上記の障害を一定解消または軽減することが可能な場合は、十分な工法協議に基づいて発掘調査に先行して実施する当該基礎構造物の施工箇所について、発掘調査の対象から除外することができるものとする。

この場合、事前に施工する基礎構造物によって損壊を受ける埋蔵文化財の面積の合計が、構築される工作物の設置面積の概ね5%未満であって非連続的に構築され、かつ個々の基礎構造物の幅或いは径が概ね1m未満であることとする。

## 文化財保護法（抜粋）

## 第1章 総則

## （この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

## （文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- (6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

## （政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

## （国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第六章 埋蔵文化財

## （調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

## （土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

## （埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

**(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)**

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にならなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

**(文化庁長官による発掘の施行)**

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

**(地方公共団体による発掘の施行)**

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

**(返還又は通知等)**

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（明治32年法律第87号）第13条で準用する同法第1条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条において準用する同法第1条第2項の規定による公告をしなければならない。

**(提出)**

第101条 遺失物法第13条で準用する同法第1条第1項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

**（鑑査）**

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

**（引渡し）**

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

**（国庫帰属及び報償金）**

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

**（都道府県帰属及び報償金）**

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（前条第1項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。

5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

**（譲与等）**

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

**（遺失物法の適用）**

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法第13条の規定の適用があるものとする。

**第11章 文化審議会への諮問**

**（文化審議会への諮問）**

第153条

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(4) 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

(10) 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

(11) 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

## 第12章 補則

### 第1節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て

#### (聴聞の特例)

第154条 文化庁長官（第184条第1項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(3) 第92条第2項の規定による発掘の禁止又は中止命令

(4) 第96条第2項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第5項の規定によるこれらの命令の期間の延長

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第43条第4項（第125条第3項で準用する場合を含む。）若しくは第53条第4項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

#### (意見の聴取)

第155条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

(3) 第98条第1項の規定による発掘の施行

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の10日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第1項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第1項の意見の聴取に応じなかったときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

### 第2節 国に関する特例

#### (国に関する特例)

第162条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第177条 第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

### 第3節 地方公共団体及び教育委員会

#### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

(6) 第92条第1項（第93条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

4 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によってした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

(3) 第1項第6号に掲げる第96条第2項の規定による命令 同条第9項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

7 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

#### (書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。



3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

**(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)**

第189条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

**第13章 罰則**

**(刑罰)**

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(2) 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(2) 第98条第3項(第186条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

**(行政罰)**

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(6) 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(2) 第31条第3項(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。)、第80条及び第119条第2項(第133条で準用する場合を含む。)で準用する場合を含む。)、第32条(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。)、第80条及び第120条(第133条で準用する場合を含む。)で準用する場合を含む。)、第33条(第80条、第118条及び第120条(これらの規定を第133条で準用する場合を含む。))並びに第172条第5項で準用する場合を含む。)、第34条(第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。))、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。))、第64条第1項(第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。))、第65条第1項(第90条第3項で準用する場合を含む。))、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項(第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。))、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

資料7

**文化財保護法施行令 (抜すい)**

**(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)**

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務(法第92条の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

(5) 法第92条の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 法第93条第1項において準用する法第92条の規定による届出の受理、法第93条第2項の規定による指示、法第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第93条第1項において準用する法第92条の規定による届出の受理及び法第96条第1項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

## 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（抜すい）

## （発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第92条の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発掘予定地の所在及び地番
- (2) 発掘予定地の面積
- (3) 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- (4) 発掘調査の目的
- (5) 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (6) 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- (7) 発掘着手の予定時期
- (8) 発掘終了の予定時期
- (9) 出土品の処置に関する希望
- (10) その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- (2) 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- (3) 発掘予定地の所有者の承諾書
- (4) 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- (5) 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉄等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

## （土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第2条 法第93条第1項で準用する法第92条の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 土木工事等しようとする土地の所在及び地番
- (2) 土木工事等しようとする土地の面積
- (3) 土木工事等しようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 土木工事等しようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- (5) 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- (6) 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (7) 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- (8) 当該土木工事等の着手の時期
- (9) 当該土木工事等の終了予定時期
- (10) その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

## （事前の届出を要しない場合等）

第3条 法第92条ただし書（法第93条第1項で準用する場合を含む。）の文部科学省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該発掘に関し、法第125条第1項により現状変更等の許可の申請をした場合
- (2) 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合

2 前項第2号に掲げる場合においては、当該発掘を行った者は、発掘終了後遅滞なく、法第92条第1項の規定により届出をすべき場合にあつては第1条第1項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第1項第5号の規定により法第92条の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第93条第1項で準用する法第92条の規定により届出をすべき場合にあつては前条第1項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第184条第1項第6号及び令第5条第2項の規定により法第93条第1項で準用する法第92条の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

（遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

- 第4条 法第96条第1項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 遺跡の種類
  - (2) 遺跡の所在及び地番
  - (3) 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (4) 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (5) 遺跡の発見年月日
  - (6) 遺跡を発見するに至った事情
  - (7) 遺跡の現状
  - (8) 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
  - (9) 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
  - (10) 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
  - (11) その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

資料9

## 大阪府文化財保護条例 (抜すい)

### 第8章 埋蔵文化財

#### (埋蔵文化財に関する委員会等の責務)

- 第67条 委員会は、府の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。
- 2 何人も、宅地の造成、土地の開こん等により法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財が貴重な財産であることを自覚し、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならない。
- 3 何人も、委員会又は市町村教育委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。

資料10

## 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例 (抜すい)

### (趣旨)

- 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、大阪府教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づく事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (市町村が処理する事務の範囲等)

- 第2条 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。
- (1) ～ (6) 省略
  - (7) 法第92条第1項の規定による届出の受理に関する事務
  - (8) 法第92条第2項の規定による指示及び命令（文化庁長官が行うものを除く。）に係る通知に関する事務
  - (9) 法第94条第1項及び第97条第1項の規定による通知の受理に関する事務
  - (10) 法第94条第2項及び第97条第2項に規定する通知（文化庁長官が行うものを除く。）に関する事務

- (11) 法第94条第3項及び第97条第3項の規定による協議（文化庁長官が行うものを除く。）に係る通知及び書面の受理に関する事務
  - (12) 法第94条第4項及び第97条第4項に規定する勧告（文化庁長官が行うものを除く。）に係る通知に関する事務
  - (13) 法第188条第1項に規定する届書その他の書類の受理及び同項に規定する物件の受領に関する事務
  - (14) 法第188条第3項に規定する命令、勧告、指示その他の処分の通知に関する事務
- 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。
- (1) 前項各号に掲げる事務
  - (2) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項及び法第96条第1項の規定による届出の受理に関する事務
  - (3) 法第93条第2項及び第96条第8項の規定による指示（文化庁長官が行うものを除く。）に係る通知に関する事務
  - (4) 法第96条第2項及び第7項の規定による命令（文化庁長官が行うものを除く。）に係る通知に関する事務
  - (5) 法第96条第5項及び第7項の規定による期間の延長（文化庁長官が行うものを除く。）に係る通知に関する事務
- 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。以下この項において同じ。）の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。
- (1) 第1項各号及び前項第2号から第5号までに掲げる事務
  - (2)～(5) 省略

資料 1 1

## 松原市文化財保護条例（抜すい）

### 第6章 埋蔵文化財 （埋蔵文化財の保護）

- 第46条 委員会は、市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損壊し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。
- 2 何人も、宅地の造成、土地の開こん等により法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財が貴重な財産であることを自覚し、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財包蔵地の保存に努めなければならない。
- 3 何人も、委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査、試掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならない。

資料 1 2

## 松原市開発指導要綱（抜すい）

### （文化財関係）

- 第11条 開発者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）を遵守し、文化財の保護に努めるものとする。
- 2 開発者は、基本計画を作成するに当たり、埋蔵文化財の保護について教育委員会と協議し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 開発者は、開発行為等において埋蔵文化財等が発見したときは、工事を中止し、直ちに教育委員会に届け出て、その指示を受けるものとする。
- 4 開発者は、発掘調査等に要する経費の負担につき協力するものとする。